

10月 から「幼児教育・保育の無償化」が始まります

幼稚園、保育所、認定こども園などの施設を利用する3歳から5歳の全ての子どもの利用料が無料になるんだって。

市民税非課税世帯は、0～2歳児も対象になるのね。

それは助かるわ。すぐに調べてみなくっちゃ。

詳しくは、下記の表で確認してみよう。

対象施設・サービスなど	対象者	
	3～5歳児 (全ての世帯)	0～2歳児 (市民税非課税世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園 ○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育事業所(小規模保育・事業所内保育など) ○障害児の発達支援(障害児通園施設) * 幼稚園と保育園との併用含む ○企業主導型保育事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育料を無償化 注1 ○保育所の食材料費などは全て10月から実費徴収となります。 注2 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育料を無償化 ・実費徴収代はこれまでと変更ありません。 ・障害児の発達支援についてはすでに無料となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ○1号認定(幼稚園・認定こども園の教育部分)の預かり保育 	「保育の必要性の認定」を受けた場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ○月額11,300円(1日当たり450円)を上限に利用料を無償化 注3 	—
<ul style="list-style-type: none"> ○その他の保育サービス ・認可外保育施設 ・病児保育事業 ・一時預かり事業 ・ファミリー・サポート・センター事業(預りのみ) 	「保育の必要性の認定」を受けた場合 * その他の保育サービス内での複数のサービス利用可	
	<ul style="list-style-type: none"> ○月額37,000円を上限に利用料を無償化 	<ul style="list-style-type: none"> ○月額42,000円を上限に利用料を無償化

- 注1** 1号認定(幼稚園・認定こども園の教育部分)の子どもは満3歳から無償化
2号認定(保育園・認定こども園の保育部分)の子どもは満3歳になった後の4月から無償化
- 注2** 食材料費、通園送迎費、行事費などは実費徴収
ただし、低所得者および同時通園児内での第3子以降の子どもについては副食(おかず・おやつなど)の費用が免除されます。
- 注3** 満3歳となった子どもで、最初の3月31日を迎えるまでの間は、市民税非課税世帯に限り、月額16,300円を上限に無償化

*ご不明な点は問い合わせください。 問合せ先/本庁子育て支援課保育グループ(内線2353・2363)



知っておきたい認知症のリスク

高齢化に伴い、全国的に認知症の方が増え、2025年には、65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症になると推計しています。

切です。認知症かな?と思ったら、まずは、かかりつけ医に相談してみましよう。

本市では、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく生活することができる社会を目指し、次のようなさまざまな取り組みを展開しています。

詳しくは、電話などでお気軽に問い合わせください。

認知症サポーター養成講座

認知症への理解を深めるための普及・啓発を目的として、地域や企業、小・中学校などで実施しています。

認知症カフェ・家族介護者交流会

認知症の人やその家族を支える地域づくりを促進し、誰もが気軽に集い、交流できる場として、市内10カ所で開催しています。また、介護者が中心に活動する交流会「よいやんせ」もあります。

認知症相談会

認知症に関する相談窓口として、専門知識を持つ、「認知症地域支援推進員」による個別相談会です。日程は、広報紙で随時お知らせしています。

認知症ケアパス

認知症と疑われる症状が発生した時から、進行していくそれぞれの過程において、その人の状況に応じたサービスの流れを示したケアパスを作成し、配布しています。

介護予防教室(ミニデイサービス)

高齢者の健康づくりの場として、65歳以上の方を対象に、運動を中心とした認知症予防、口腔、栄養などの内容を含んだ介護予防教室を実施しています。

認知症初期集中支援チームによるサポート

認知症の方やその家族に対し、認知症の専門医、専門知識を持つ保健師や

社会福祉士などがチームで支援する活動を行っています。

認知症徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

徘徊の恐れのある高齢者を事前に登録して、日頃から見守りを行うとともに、徘徊発生時には地域包括支援センターを中心に、関係機関が連携して早期発見・保護に努める事業です。

あなたの大事な家族のこと、まずは、ご相談ください。



9月15日～21日は、「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」です。

県では、認知症の正しい理解のさらなる普及・啓発などを目的に、世界アルツハイマーデーである9月21日を含む1週間を県民週間としています。

認知症は、「老化による物忘れ」とは違います。

認知症は、何らかの病気によって脳の神経細胞が壊れるために起こる症状や状態をいい、進行するとだんだんと理解する能力や判断する力がなくなつて、社会生活や日常生活に支障が出てくるようになります。

認知症は誰でもなり得る病気です。

認知症の症状は、適切な治療や関わり方で改善したり、進行を遅らせたりできることもあります。家族や地域住民などの周りの方々が、認知症に関する正しい知識と理解を深めることが大